

議員提出議案第6号

牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び牛久市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年11月30日

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 藤 田 尚 美

賛成者 遠 藤 憲 子

牛久市議会会議規則の一部を改正する規則

〔 令和 年 月 日 〕
〔 議会規則第 号 〕

牛久市議会会議規則（平成 3 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 2 条を次のように改める。

（代表質問及び一般質問等）

第 6 2 条 2 人以上の所属議員を有する団体（以下「会派」という。）に所属する議員は、会派を代表し、市長の予算編成方針又は施政方針に対し、議長の許可を得て質問することができる。

2 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

3 第 5 1 条第 3 項及び第 4 項並びに第 6 0 条第 1 項の規定は、前 2 項の質問について準用する。

4 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を発言通告書で通告しなければならない。

附 則（令和 年議会規則第 号）

この規則は、令和 5 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

提 案 理 由

牛久市議会においても、会派を代表し、党・会派の理念や政策を踏まえ、市長の施政方針や予算編成方針などに対し、会派代表質問を実施するために、牛久市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）第62条を全文改正するものであります。